



KAIGO TREND NEWS

介護保険事業の運営の姿勢について



麦の実り多摩 介護支援専門員 樋口 浩

3『計画は大きく分けて二つある』

事業を立ち上げ軌道に乗せるまでにはかなりの期間を要します。私の法人は資本金5万円。コツコツと4年で、今二つの居宅介護支援事業所を運営しています(居宅しかやっていません)。小さな社団法人形式ですが、なんとか運営しています。

これまで、会社で働いていた時代の事業の立ち上げや、今運営している法人の開設などの経験から、二つの計画書を作成する必要があるということを感じています。

一つはどのように立ち上げていき採算がとれるようになるかという事業計画。そして、介護保険制度に則った運営形式にするかという運営計画です。とかく事業計画を重点に置きがちですが、私は違っているように思います。強い営利意識を進めていくと、監査制度に対応できなくなるからです。では先に事業を進めて、あとから運営を実行すればいいのではないかと考えるかもしれませんが、この場合、職員に対して大きなストレスがかかるということや設備投資などの費用が多くとられるなど負の面が多く出てきてしまい、下手をすれば事業の中で混乱を起こすことがあります。

訪問介護や居宅・通所など様々なサービス事業を開設する場合、職員の採用が必要となります。申し訳ありませんが、採用しようとする人がどんなに経験があろうとも経営者は素

人を採用したという認識で雇用しなければなりません。何故かという、経験者というのは、すでに設備環境が整った職場で労働してきたのであり、開設からかかわった職員は少ないこと、また経験者は案外通りの知識や技術を身につけているので、採用側の社風や理念とかみ合わない時があります。私の法人をあえてNPOにせず、中間法人としたのは、会員間の一致した意識が難しいことや会員(社員)を多くする必要がないことからでした(来年からは一般社団法人に変更する予定です)。設立の時には、まず意識が少なからず一致した人たちと行動をおこさないと容易にはいきません。運営が安定するまでは共に愚痴を言わず、前向きに努力し続けるということが必要だからです。

事業を進めるのと並行して、中身の運営方法をどうするかということですが、意外とコンサルタント会社ではわからないようです。コンサルタント会社では数字中心となるからです。運営は数字ではなく、文字なのです。どんなことをしたいか、どのようにしたいか、どんな課題があるか、どのように対処すべきかなどなど、これらのことをコツコツ行うことで次第に介護保険制度の元での介護サービス事業の運営形態がわかってくるのです。



Caps
からの
お知らせ

連携業務に便利！ 在宅連携ノート

最近じわじわと人気が出ているのが、この在宅連携ノート。役場でまとめてお買い求めいただいたり、訪問看護事業所で買っていただいたり…でもやはり、主には居宅介護支援事業所で使っていただいています。

医療と介護の連携や、サービス事業者間の連携・ご家族のご意見やご要望など気軽に書けるところが徐々に浸透していている理由でしょうか。特に訪問看護や訪問医療が入っている場合、ヘルパーさんやご家族の方がちょっとした気付きなど書いておけば、変化へ迅速な対応ができます。利用者さんの枕もとに連携ノートを1冊どうぞ！

©キャプスホームページ <http://www.tanishi.co.jp/kaigo/index.html>



訪問看護の現場より
看護師のきもち

第6回

最近の在宅療養の実情（現状）に思う～
様々な視点を持った多くの専門家が関わること
（連携）が在宅療養のカナメ



訪問看護ステーション「さいの」看護師 玉田八重子

生活習慣病やガンと戦っている介護保険の対象者（1号、2号保険者）…昔なら、長期入院を強いられる状況にあります。しかし、医療技術の進歩で、現在では機械や器具（在宅酸素や注入ポンプ等）を使って在宅療養ができるようになりました。医師の指示でモルヒネ（麻薬）も在宅で楽に使えるようになり、ガンの痛みのコントロールも在宅で可能です。

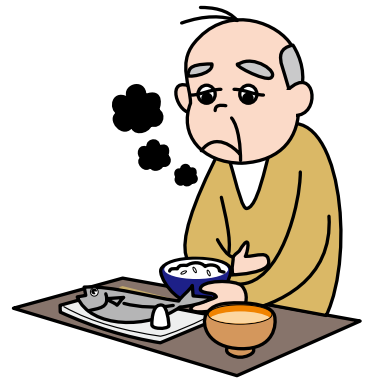
一見すると、“住み慣れた家で過ごせる”。とても幸せなことです。でも、実は不安を感じる人が多いのが現実です。「食事が食べられないときはどうしよう？ 便が出なくて困っているけど、どうしたらいいんだろう？」「しんどくてお風呂に入れない。熱が出た。痛みがちょっと強くなった」などなど、

入院しているときは、看護師や医師にすぐ伝えることができますが、自宅ではそうもいきません。

また年齢を重ねると、動脈硬化も強く、運動動作も鈍くなります。病院にかかるほどではないけど、調子はあまりよくないという状況が生まれます。そんなとき、食事の注意やお風呂の入り方、リハビリの仕方、認知症の方との関わり方のヒントなどの知識や支援があると住み慣れた家での生活は、一人でも安心、介護者も楽だと思いませんか？ そこで、タイトルの「連携」です。ケアマネさん、生活を支えるヘルパーさん、医療という（健康を支える）専門家が連携をとることで、お互いに相談ができ、生活や健康面での不安が少なくなり、安心です。

訪問看護は単価が高く、介護保険では利用しにくいのですが、回数は少なくとも「予防的な観察や指導を含めた健康管理」「こんな病気があるからと、予測をした観察」などの視点でプランをすると、長期的には大事に至らずメリットがあるのではないのでしょうか。場合によっては、訪問看護は「介護保険」「医療保険」を選択して利用することも可能です。

在宅療養は、多くの専門的な視点を持つサービス提供者同士の連携が要です。先日も訪問介護サービス提供責任者の方から「何よりもお互いの連携ですね」ということを聞きました。単に業務をこなすだけでなく、利用者が安心して自宅で生活をおくることができるよう、皆で知恵を絞ってみませんか。



風邪かな？と思ったら…
こんな民間療法もあります！

<卵酒>

日本酒Iカップに卵1個入れ、卵が半熟のときにハチミツを加え、熱いうちに飲む。

<ねぎ・しょうが>

ねぎを刻み生姜をすりおろし、スープに入れ、食する。ねぎはガーゼ等にくるんでのどに巻くと、湿布としても使える。

<大根アメ>

1cm角に切った大根にハチミツを加え、大根のエキスが出たところで、のどを潤すように飲む。のどの痛みにも効く。

以前、経営指針書の作成をお手伝いさせていただいた、ある社長さんのお話です。

「この前、社内会議で経営指針書を社員に配ったら、『社長って、実はすごいこと考えていたんですね』とか、『こんなにすばらしいことを、なんで早く言ってくれないんですか！』とか、『僕も社長の考えに大賛成ですよ！』なんて言うんですよ。僕はそれ聞いて思わず、『バカヤロー！ 毎朝、朝礼で言っていることばかりだろうが！』って怒ったんですけどね。これまで全然伝わってなかったのかと思うと、あきれてガックリしましたよ」

なんてボヤキながらもその社長さんはとてもうれしそうに笑顔で話してくれました。

これは、社員さんが毎朝の朝礼に真剣に取り組んでいなかった、というわけではなく、「口で言ってる」よりも、「文章にして伝える」方が、相手に理解してもらいやすく、心に響きやすい、ということなんだね。

ぜひ社長さんの思いを文書化してお伝えいただき、さらに社員さんの意見を聴いてください。そうすることで、社内の活発なキャッチボール（＝共感や意見交換、目標達成のためのアイデア出し）と、目標達成に向けての行動が始まります。

介護事業所と経営

第6回

定性目標と定量目標



第一コンサル
広島事務所
西山 仁胤

介護輸送サービス事情③



自家用自動車（白ナンバー）の有償運送許可について

行政書士 山中 直美

訪問介護事業者が旅客自動車運送事業の許可を取得するメリットは何でしょうか？

大きなメリットは、訪問介護事業所が行う乗降介助において、許可を受けた車両、2種免許を保有する運転手のみだけでなく、「旅客自動車運送事業者との契約に基づく訪問介護員などによる自家用自動車有償運送許可」を受けることにより、1種免許を有するヘルパーが運転する、事業所やヘルパーの所有する白ナンバーの自家用車で輸送サービスができることにあります。

現在では、訪問介護事業所が移送サービスを行う場合、この制度を利用するケースが大半を占めています。なお、白ナンバーの車両によるヘルパーの送迎は、事業者指定を受けた訪問介護事業所が行う乗降介助とともに輸送サービスのみ適用されることにご注意ください。

今回は一般旅客自動車運送事業許可要件についてお話しする予定です。

(<http://www.office-yamanaka.com>)



ヒナ子の“基礎からの労務管理”

特定社会保険労務士 森田 ヒナ子

事業所を立ち上げた事業主さん心得 その③

今回は「雇用保険」についてお話し致します。

事業所が従業員さんを雇った場合、まず従業員さんの身分を保障しなければなりません。その1つが賃金や労働時間などですが、その他、社会保障（「労災保険」「雇用保険」「社会保険」など）があります（労災保険と雇用保険とを総称して「労働保険」とも言います）。この労働保険の内、労災保険の保険料は事業主が全額負担。雇用保険の保険料は、一般の事業の場合9：6で事業主負担分が多くなっています。

次に1週間に20時間以上勤務してもらう従業員さんを雇った場合、雇用保険の設置手続きを事業所管轄のハローワークで行います。必要な書類は、①法人の場合は登記簿謄本の写し（個人事業主の場合は住民票の写し）②対象となる方の労働者名簿③賃金台帳④出勤簿、それに前回お話しした⑤労働条件通知書です。被保険者となった従業員さんには、被保険者証を渡すと共に、賃金より雇用保険料を控除してください。

今回のポイント：

労働者を1人でも雇用している事業所は、原則として雇用保険適用事業所である。

なお、後日お話しする「助成金」の支給要件には、必ずといっていいほど「雇用保険の事業主」という絶対条件が付きます。今回は「労災保険」についてお話しする予定です。

介護保険なんでも Q&A

Q

サービスコード表の見方がよくわからないので教えてください。

A

例・通所リハビリテーション（デイケア）の場合

・サービスコード「16-1140」

16/サービスの種類、1140/サービスの項目

・サービス内容「通所リハⅠ経・時短」

通所リハ / 通所リハビリテーションの略、Ⅰ / 通常規模の

医療機関での通所リハビリテーション、1/3時間以上4時間未満、経 / 経過的要介護、時短 / 2時間以上3時間未満

・合成単位「237」

237 / 合成単位、つまり3時間以上4時間未満の単位338単位に時短による70%の割合を掛け算し四捨五入した数字

※通所リハの場合、Ⅰは通常規模の医療機関 Ⅱは小規模診療所 Ⅲは介護老人保険施設ですが、単位数はⅠ・Ⅱ・Ⅲとも同じです。項目の番号が違いますのでレセプト請求の時注意しましょう。



新刊本のご案内

こころキラリ
～職場のメンタルヘルス～



(現代けんこう出版 315円)

ご自身の心の健康に、同僚の心の健康に役立つ「こころ健康マニュアル」。心のメカニズムから、心の噴火サインの見つけ方、カウンセリングの方法など職場でのメンタルヘルス対策として実践的な内容が盛りだくさんです。

※キャプスでは取り扱っておりません。
お近くの書店でお求めください。

「妻のために生きる」～団塊オヤジの介護生活～

妻の介護歴6年の Shiozy が綴る「喜びと感動」の介護生活。
さあ、元気が出る介護をめざしましょう。

●同病のMさんの苦悩

「失語症友の会」なるものがある。脳梗塞や脳出血で、しゃべれなくなった人たちの会だ。月に一度集まって近況を報告しあう程度の会だが、同病の人が一所懸命話そうとする姿は、感動的だ。家族やドクター、言語療法士さんたちの百の励ましより、同病の方の一所懸命さが、一番の励みになる。

Mさんは7年前に脳梗塞で倒れた。秀子と同年代の女性だ。倒れる前は調理の仕事をしていた。料理に関しては専門家だ。ところが、倒れたあと、じゃがいもやニンジンが分からなくなった。じゃがいもと言われて、それが何を指すのかわからなかったらしい。

調理のプロだったので、食事くらい作れるだろう。こう言われるのが辛かったという。

料理のレシピ本を見て、一つひとつ素材の名前を覚えて行った。素材、調味料、器具、料理手順。気が遠くなるほどのリハビリ訓練だったろう。

7年目の今、料理はほぼ完璧にできるまでに回復した。しゃべりも、健常者と変わりない。7年たつとここまで回復できるのか。妻の秀子の「希望の星」が見つかったのだった。

●特効薬は「同病の人の回復事例」

あるとき、介護のプロであるケアマネージャーさんたちにお話をする機会をいただいた。妻が脳梗塞で倒れたときから、入院生活、在宅介護、リハビリ訓練、家事に挑戦、デイケア通所と、この間の過程を時系列で追いながら、その時々家族の心境をお話した。その当時介護歴たったの五年でしかなかった私が、プロの皆さんに向かって介護生活を語るというのは、大変おこがましいことではあった。しかし、私には、プロの皆さんにぜひお願いしたいことがあったのだ。

それは、障がい者の家族に、「自立・回復の成功事例」を見せてくださいということだ。脳卒中などで倒れたとき、その家族はどう対応していいか、途方に暮れる。この時、三年後にはこんなに回復した人がいますよとか、五年経てばここまでことができますよとか、家族に希望を持たせて欲しいのだ。

人によって状況が違うので、どこまで回復するとは一概に言えない。そういう意見があるのはわかる。しかし、必ずしもそうなれるとは言えなくても、障がい者とその家族は「希望」を持ちたいのだ。三年後、五年後の目指すべき姿をイメージさせて欲しいものだ。こんなお願いをしたのだった。

このお願いの元となった経験、それがMさんの事例だった。しゃべることができないだけでなく、野菜の認識もできなかったMさんが、七年で料理を作れるようになった。その姿を見て、妻の秀子は「私もできるかも」という「希望」が持てたのだ。それからの秀子は料理にチャレンジしだした。在宅介護六年目の今では、料理の課題を克服した。

ブログ「Shiozy の介護生活」 <https://iiiro.jp/blog/shiozy>

編集後記

今年も残すところあとわずかとなりましたが、来年4月の介護保険改訂に向け、厚労省では毎週のように介護給付分科会が開催され、各サービスについて論議がかわされています。前回の改定の効果検証と各団体からの要望が提示され、それを基に改定案が出てくるようです。この改訂に携わっている方たちはお正月も返上なので...さて、今年もお世話になりました。ありがとうございました。来年が皆様にとってよい年でありませう、心よりお祈り申し上げます。それでは、よい年をお迎えください。

皆様からのご意見・ご感想・ご質問をお待ちしております。ご意見等をいただいた方に、キャプスオリジナルエコバッグをプレゼントします。下記までお送りください。

〒730-0845 広島市中区舟入川口町4-2 キャプス介護事業サポート

